

掲示期間 12.2－12.11

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月2日

新潟市選挙管理委員会

委員長 阿部 松雄

新潟市選挙管理委員会訓令第5号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（昭和53年新潟市選挙管理委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第3項中「当該期限の2月前から」を「当該期限の6月前から」に改める。

附 則

この規程は、令和7年12月2日から施行する。